

IGC コード（船体関連）に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編，D 編及び N 編
鋼船規則検査要領 B 編及び N 編

改正事項

IGC コード（船体関連）に関する事項

改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則である IGC コードは，1983 年に採択されて以降，部分的な改訂は行われていたが全面的な改訂は行われていなかった。このため，近年の技術進歩及び船舶の大型化等に対応させると共に，船舶の構造及び設備の安全性を向上させるべく，IMO において，IGC コードの全面的な見直しが行われた。その結果，2014 年 5 月に開催された第 93 回 海上安全委員会(MSC93)において，IGC コードの改正が決議 MSC.370(93)として採択された。

今般，決議 MSC.370(93)に基づき，液化ガスばら積船における船体関連の規定を改めた。

なお，船体関連の改正では，主として，事故時の影響の大きさを考慮し，貨物タンクの外板からの最低距離が貨物タンクの容積に応じたものとなった他，設計荷重に関する要件の整理及び今後開発される可能性のある新型式の貨物タンクの設計基準の追加等が行われた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船舶の残存能力を検討する際の仮定損傷範囲を改めた。
- (2) 貨物タンクの配置要件を改めた。
- (3) 貨物格納設備の検査計画書について規定した。
- (4) 貨物格納設備の疲労設計条件を改めた。
- (5) 貨物格納設備に非金属材料を使用する場合の指針を規定した。
- (6) 新型式の貨物格納設備の設計に関する基準を規定した。